富山県情報公開審査会答申概要(答申第46号)

- 〇 開示請求年月日 平成26年10月23日
- 〇 実施機関の決定日 平成26年11月6日
- 〇 実施機関(担当課) 都市計画課
- 〇 決 定 内 容 非開示決定(不存在)
- 〇 非 開 示 理 由 請求に係る公文書は作成、取得しておらず、保有していないため
- 異議申立て年月日平成26年11月12日
- 〇 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、請求に係る公文書の開示を求める。
- 諮 問 年 月 日 平成26年12月16日
- ○答申年月日 平成27年6月3日
- 争 点 実施機関が本件対象公文書を不存在として非開示とした決定の妥当性
- 〇審査会の判断

<結論>

富山県知事(以下「実施機関」という。)が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定処分(以下「本件処分」という。)は妥当である。

<理由>

1 開示請求の内容及び異議申立ての趣旨について

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに審査会における意見聴取によれば、開示請求の内容は、大略「道路の敷地内に所在する民有地は道路法第4条の規定により私権の行使が禁じられているにもかかわらず、当該土地区画整理事業においてはそのような民有地について換地処分がなされているので、当該民有地について道路法第4条の規定を適用していない理由及び適用しない根拠となる法令の規定が記載された公文書の開示を求める」ものと認められる。

また、同じく、異議申立ての趣旨は、本件処分の非開示理由として「土地区画整理法上の換地処分を行うことを禁止するものでもない」というのは、道路法の誤認解釈に基づくものであるから、本件処分には誤った非開示理由が付記されているとして、本件処分の取消し及び請求対象公文書の開示を求めているものと認められる。

2 審査会の所掌事務について

富山県情報公開条例(以下「条例」という)第 22 条第1項は当審査会の所掌事務を「第 19 条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議する」と規定し、条例第 19 条第 1項では「開示決定等について行政不服審査法の規定による不服申立てがあったときは(中略)

実施機関は(中略)富山県情報公開審査会に諮問しなければならない」と規定している。

したがって、本件諮問に係る審査会の役割は、実施機関が行った本件処分の妥当性について 調査審議することであり、異議申立人は、本件処分以外の処分の違法又は不当について主張す るが、審査会は、条例に基づく開示決定等以外の処分について調査審議をする立場にない。

3 本件非開示決定処分について

土地区画整理法第86条第1項では、「施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社又は機構であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。」と規定している。

また、同条第4項では、「都道府県知事は、第1項に規定する認可の申請があった場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。」と規定し、該当する事実としては、「①申請手続が法令に違反していること、②換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること、③換地計画の内容が事業計画(同法第4条第1項)の内容と抵触していること。」と規定している。

すなわち、換地計画の認可に当たって知事が行う審査は、適法な手続を踏んでいることを確認することに主眼があり、個別の換地処分に関して地権者の権利関係を審査する等の余地はないといえる。

実施機関は、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において、土地区画整理事業に関する法令の解釈は次の(1)から(3)のとおりであり、開示請求のあった「法令で禁止されているにもかかわらず、私権を認め『換地処分』させた法令の根拠とその理由の付記に係る文書」は、作成し、又は取得しておらず、また保有していないと説明する。

- (1) 道路の敷地内に所在する民有地は、道路法第4条本文の規定により私権の行使が禁じられているものの、同条ただし書の規定により所有権の移転は認められている。
- (2) 土地区画整理法において「宅地」とは公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう(同法第2条第6項)と定義されており、公共施設たる道路の用に供されていても、民有地であれば同法第2条第6項の「宅地」に該当する。
- (3) したがって、道路の敷地内に所在する民有地について換地処分により所有権を移転させることは、道路法及び土地区画整理法の規定に沿うものである。

そして、本件土地区画整理事業の施行者である土地区画整理組合は、土地区画整理法の規定に基づき、事業計画に関し知事の認可を得て事業を実施しているから、異議申立人が開示を求めている「当該民有地について道路法第4条の規定を適用していない理由及び適用しない根拠となる法令の規定が記載された公文書」は、作成し、又は取得していないという実施機関の説明に不自然又は不合理な点は認められない。

以上のとおり、実施機関が請求対象公文書を保有していないことを理由に行った本件処分に 違法又は不当な点は認められない。

(参 考)

〇富山県情報公開条例 (抜粋)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)~ (6) (略)

(開示請求に対する措置)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなけ ればならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、 当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 (略)

(理由付記等)

第13条の2 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 (略)

(富山県情報公開審査会への諮問)

第19条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立て があったときは、当該不服申立てに対する採決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれ かに該当する場合を除き、速やかに、富山県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1)、(2)(略)

2 (略)

(設置及び組織)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、富山県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

 $2 \sim 9$ (略)